

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は上場会社としてコーポレートガバナンスを充実させることが重要課題と認識し、経営の透明性及び健全性の向上に取り組んでおります。取締役会と監査役会は、社会・経済環境の変化に迅速に対応するとともに法令遵守や投資家に対する適時開示等に留意しながら経営執行並びに経営監督に努めております。

当社は監査役設置会社であります。3名の監査役のうち2名が社外監査役となっております。取締役会は5名で構成され、うち1名は株主視点での意見を代表する社外取締役です。原則毎月開催する取締役会において法令で定められた事項や経営上の重要事項について意思決定するとともに、その他の重要事項や業務執行状況について報告を受けております。

* 以下の「2. 資本構成」は2015年9月末時点の状況を報告しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社はジャスダック上場企業として、コーポレートガバナンス・コード基本原則に対応し、5つの基本原則に対する方針を打ち出しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中央精機株式会社	3,083,800	37.25
石原 勝成	300,000	3.62
碧海信用金庫	260,000	3.14
株式会社三菱東京UFJ銀行	177,600	2.15
株式会社ウェッズ	160,075	1.93
株式会社三井住友銀行	145,600	1.76
六和機械股分有限公司	128,000	1.55
平倉 昭雄	100,300	1.21
加藤 博久	73,000	0.88
伊澤 秀	72,600	0.87

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3 月

業種 更新 輸送用機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 13 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 5 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中川 宏	—		他社での経営者としての経験・知識を生かし、また株主視点での意見を代表する社外取締役として、取締役会への参加を中心に適切な経営助言を受けるために社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人である東陽監査法人から監査結果を受けております。また監査役は会計監査人と連携し、営業所監査等を行ない、結果を取締役に報告しております。

常勤監査役は監査役監査、内部統制室は内部統制監査をお互いに連携しながら計画を立て、定期的に社内監査を実施し、法令・定款・規程・方針等への対応状況を代表取締役へ報告する体制を取ります。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平松 幹人	他の会社の出身者													
朝原 満博	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平松 幹人		—	中央精機株式会社でのホイールの知識・経験を生かした助言を受けるため社外監査役に選任しております。
朝原 満博	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。	自動車関連用品業界に精通しており、今まで経験から適切な助言を受けるため社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 1 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブは実施しておりませんが、役員賞与について予算達成状況に応じてある程度変動する制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2015年3月期の取締役に支払った報酬等の総額は99百万円で、うち社外取締役への支払額は0百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会及び監査役会の事務局は管理部門員が担当しており、日程や議題の事前調整・議事録作成管理等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は事業内容や会社規模等から経営の機動性を確保しつつ、経営の健全性等を維持するため、社外取締役の選任と監査役会等の連携に重点をおいた体制を採用しております。また2009年6月の定時株主総会にて取締役の任期を従来の2年から1年に変更し、責任の明確化とより機動的な経営を行えるように致しました。なお人事制度改訂として2009年4月1日付で執行役員制度も導入しております。

また当社グループは社内規程によって職務権限を定め、重要事項は稟議書による承認制度を徹底しております。取締役及び常勤監査役は全稟議案件を審査して内部統制やリスク管理に努めております。リスク管理体制としては、管理部門が法務面の窓口となって契約書等をチェックしており、重要性に応じ顧問弁護士から意見聴取しております。

当社は2007年5月1日付で内部監査室(2008年10月1日付で内部統制室に呼称変更)を設置し、兼務ですが2名を配属して内部監査を常勤監査役と連携しながら実施する体制を構築しております。現在の体制では監査役3名のうち、2名は社外監査役、またその内1名は独立役員であり、監査役は監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従い、情報の収集等に努めるとともに取締役にほぼ毎回出席し、経営に関する重要意思決定等経営執行状況を監督すると共に監査役会を開催して監査役相互の意見調整を図っております。常勤監査役は会計監査人と連携して営業所監査を行い状況把握と改善指導の上、結果を取締役に報告しております。

会計監査につきましては、東陽監査法人との間で監査契約を締結し、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施します。会計監査業務を執行した公認会計士の氏名と継続監査年数及び監査業務に係る補助者の構成は次の通りです。

指定社員	業務執行社員	吉田 岳司 3年
〃	〃	長田 洋和 1年

監査業務に係る補助者は公認会計士2名他であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

従来より集中日を回避した前倒し開催に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

本年は平成27年3月期に対する決算説明会を開催。久しぶりのIR説明会であったため、まず会社概要を説明し、その後に決算概要について説明をしました。

あり

今後も継続して説明会を開催する予定です。

IR資料のホームページ掲載

報告書、有価証券報告書、決算短信等に自社ホームページに掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

担当部署はIR室、担当役員は管理本部長、事務連絡責任者はIR室長です。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

当社は経営指針において「私達はお客様優先の営業方針と会社、株主、社員三位一体の取り組みにより、全社の繁栄と安定を追及して、株主利益の向上と社員のライフプラン充実に努めます。」と掲げております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

＜1＞当社および当社グループ会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社および当社グループ会社は、内部統制システムの構築とコンプライアンスを推進する組織として、コンプライアンス委員会を設置する。
- ・当社は、コンプライアンス・マニュアルを作成して関係子会社を含む全役員と全社員を教育・啓蒙する。
- ・当社および当社グループは、法令・定款・諸規程等に違反する行為が行われ、また行なわれようとしている場合の報告体制として内部通報制度を設ける。通報は匿名を可とし、通報事実を守秘すると共に通報者を不利益に取り扱わない。
- ・当社は、信頼性のある財務報告に係る内部統制の体制を整備し、内部統制室が定期的に内部統制監査を行い、結果を代表取締役へ報告し内部統制報告書を会計監査人に提出する。

＜2＞当社取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、法令・社内規程に基づき文書等の保存・管理を行う。
- ・当社は、顧客の個人情報について個人情報保護法の規程に従い適切な利用・管理・保護に努める。

＜3＞当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・当社および当社グループは、内部統制とコンプライアンスの推進に不適切な業務の調査と該当する場合の対処、ITシステム障害への備え及び火災・事故・地震等災害時の対策等について早期復旧を目指した体制作りを推進する。
- ・常勤監査役は、内部統制規程の遵守状況について内部統制室長と連携して監査し、結果を代表取締役に報告する。

＜4＞当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社および当社グループは、社内規程によって職務権限を定め、重要事項は稟議書による承認制をとる。取締役及び監査役は、全稟議書を審査して費用対効果を検証する。
- ・当社は、取締役会を原則として毎月開催し重要事項の決定並びに部門別執行状況の管理監督と意思決定の迅速化に努める。

＜5＞当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、グループ全体における内部統制システム構築とコンプライアンス推進のため、関係子会社にコンプライアンス責任者を置く。関係子会社のコンプライアンス責任者はコンプライアンス委員会の委員を兼務する。
- ・内部統制室は、関係子会社の内部統制監査を定期的に行なう。
- ・当社は、当社グループ会社に対してその業績状況、決算状況などについて、定期的・継続的に当社へ報告させるものとする。

＜6＞監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、監査役会の事務局として管理部門員を配置する。
- ・当社は、監査役と取締役が協議し必要と判断するときは監査役スタッフを機動的に配置し監査役の命令・指揮下に入る。

＜7＞取締役および使用人が監査役に報告するための体制ならびに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・常勤監査役は、取締役会・コンプライアンス委員会・経営会議等に出席する。
- ・当社および当社グループの取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告と情報提供を行う。
- ・当社は前号に従い監査役への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対して不利益な取り扱いを行うことを禁じる。

＜8＞財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社および当社グループ会社は、信頼性のある財務報告を行なうことを取締役会の基本方針とする。
- ・当社および当社グループ会社は、財務報告の信頼性を確保するため財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し不備を改善する体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、以下の通り反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にし、その体制を整備しております。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力と一切関係を持たない。

2.反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は上記の基本的な考え方を行動規範に定めており、役職員に周知徹底するとともに、平素から本社総務部を主管部署として、弁護士や警察とも連携する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

当社の株式を40%弱保有している中央精機株式会社をはじめ、取締役等いわゆる安定株主の比率が高く、現時点で特別な買収防衛策は考えておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に関する当社の方針

当社は適時適切な会社情報の開示を上場会社として重要な責務と認識し、金融商品取引法、株式会社東京証券取引所の定める規則等に則り、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等の開示に努めています。

2. 情報開示責任者及び担当部署

当社は管理本部長を情報管理責任者、IR室を情報開示担当部署として定めており、以下の社内体制により適切な開示措置を講じております。なお開示については、TDnet及び当社ホームページを通して幅広い投資者の方に閲覧いただけるようにしております。

(1) 決定事実

社長、情報管理責任者が重要事項の検討段階にて情報開示担当部署と公表の要否を協議し、公表が必要な事項については、取締役会で決議した上で、情報開示担当者により手続がとられます。なお必要に応じて会計監査人、幹事証券会社、顧問弁護士等の助言を受けています。

(2) 発生事実

社長、情報管理責任者が発生事実を確認した時点で、情報開示担当部署と公表の要否を協議し、公表が必要な事項については、情報開示担当者により手続がとられます。なお必要に応じて会計監査人、幹事証券会社、顧問弁護士等の助言を受けています。

(3) 決算情報

決算情報については経理部が数値を作成し、会計監査人の監査を受けて取締役会承認後に情報開示担当者が開示手続をします。